



Title	北海道における地主制形成の前提
Author(s)	杉上, 忠幸; SUGIUE, T.
Citation	北海道大学農經會論叢, 15, 108-126
Issue Date	1959-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10776
Type	departmental bulletin paper
File Information	15_p108-126.pdf



北海道における地主制形成の前提

杉 上 忠 幸

目 次

- 1 はしがき
- 2 農民的商品生産の展開
- 3 小作農の移殖
- 4 商品生産と小作化の併進
- 5 むすび

1 はしがき

本稿で地主制というのは、その論理がいわゆる「寄生地主制」に典型的に見出されるものことである。

云うまでもなく、北海道経済の進展は日本資本主義発達の一環として把握されねばならない。従つて、北海道の地主制は日本資本主義の発達において理解されるべきであり、その限りにおいて、地租改正以後、府県に一般的になつた寄生地主制と何んら本質的に異なるものではない。農地改革前、北海道は不在地主の、しかもその根幹をなす巨大地主の展開において特徴的であつたが、それは北海道が寄生地主制の展開した地域であることを示すものにはかならない。

表 1 北海道耕地における小作地の増大

	小作地率 (小作地/自作地)			水田面積	内小作地	水田面積	内小作地
	全耕地	水田	田				
	%	%	%	町	町	町	町
明治 19 年	18.4	17.6	26.8	23,011.2	4,055.1	2,249.5	601.9
明治 21 年	20.3	19.6	30.4	32,466.4	6,373.0	2,194.9	666.9
明治 25 年	23.4	23.0	30.8	53,142.4	12,226.7	2,592.6	799.5
明治 27 年	25.2	25.2	25.7	75,543.8	19,051.7	3,332.4	855.0
明治 29 年	30.1	30.1	31.6	110,035.4	33,078.9	4,794.3	1,516.8
明治 31 年	37.4	36.1	35.6	137,046.8	49,467.3	5,939.1	2,116.5
明治 33 年	46.3	46.6	39.7	231,325.7	107,866.6	9,983.9	3,973.5
明治 35 年	46.4	46.7	40.4	270,153.1	126,285.1	18,772.5	7,590.8
明治 37 年	46.1	46.4	43.0	319,620.3	148,033.3	20,584.7	8,653.5
明治 39 年	47.1	47.5	40.9	366,349.0	174,137.8	22,827.7	9,341.9
明治 41 年	49.1	48.9	51.6	432,878.2	211,641.2	28,637.0	14,781.2
大正 2 年	48.2	47.5	55.7	574,396.7	272,777.0	55,628.7	30,983.9
大正 7 年	46.8	45.7	58.1	724,316.8	331,270.2	70,874.7	41,175.9
大正 12 年	50.0	47.5	57.6	708,316.8	336,629.0	118,129.8	68,011.8
昭和 3 年	51.0	48.8	59.0	633,026.09	308,893.3	174,474.8	102,883.6
昭和 8 年	53.5	50.4	63.6	715,489.1	360,865.7	213,256.4	135,553.4

北海道庁統計書より作成

表 2 自小作別農家戸数

年次	自作戸数	小作戸数	自作兼 小作戸数	合計	百分率(%)		
					自作	小作	自作兼 小作
明治 19 年	12,021	2,536	-	14,559	82.5	17.5	-
明治 24 年	19,967	6,108	-	26,075	76.5	23.5	-
明治 29 年	35,724	18,604	-	54,328	65.7	34.3	-
明治 34 年	51,201	36,279	10,733	98,213	52.2	36.9	10.9
明治 39 年	57,605	48,944	14,911	121,461	47.4	40.3	12.3
明治 44 年	69,072	65,423	21,749	156,144	44.3	41.8	13.9

北海道庁統計書に依る。北海道農地改革史上巻 P. 232引用

従来の寄生地主制研究の諸成果が明らかにしている様に、寄生地主制展開の基底には商品生産の発展があり、これに基く農民層の分化が起点をなしている。この論理は北海道の地主制において基本的にはならん変ることなく貫かれる。

北海道では明治二〇年代末から三〇年代にわたつて始めて小作地と小作農の急激な増加を見る（表1、表2参照）。この時期に北海道の地主制がめざましく進展したのである。だが、ここでは農民層の分化でなく小作農の移殖が地主制形成の起点なのである。小作地と小作農の著しい増加は商品生産の発展による農民層の分化ではなく、北海道の広大な国有未開地に府県の小作農を移殖したことに基づいていたからである。

それは一般に対する特殊であるが基本論理に反しない。地主制展開の基底には商品生産の発展があるからである。かくして、小作農の移殖が地主制形成の起点となり得たのである。ここでも、一定の高さの生産力と小作農の広汎な成立という地主制形成の二つの経済的基盤が商品生産の発展を通して成熟するのである。

かかる問題視点から地主制形成の前提として農業における商品生産の発展を考えるのが本稿の課題である。

2 農民的商品生産の展開

北海道の開発はその当初から生産物の商品化を前提として進められた。此のことは当時北海道開発の任にあつた開拓使が大麥、小麦、大豆、小豆、大麻、甜菜等の各種農産物を買上げ¹⁾、人為的に市場を創出したことから明かである。然し、農産物の商品化は大麻、藍、甜菜、小麦等の特殊な加工原料作物に展開されたに過ぎず、従つて、それも特殊な地域に限ぎられていた²⁾。

註(1) 例えば殖民公報第三号「石狩国石狩郡当別村に於ける大麻」によれば「同(明治・筆者註)十三年に及んでは大麻作を為すもの愈々増加し此年……略……作付反別六十余町に及へり当時開拓使工業局に於ては農産物の買上をなして民業を保護し大麻の買上もなせしか皆な白苧に製して之を納めり」(傍点筆者)。又農務願末・第八「糖業」・「一八六北海道胆振国有珠郡蒸菜栽培実況件」によれば「甜菜ハ……略……製糖所ニ於テ之ヲ買上ルモ固ヨリ永統ノ見込アルノミナラス……略」と。

(2) 北海道庁統計書(明治二〇年)によれば大麻は石狩国石狩郡(五四・七町)、同札幌郡(三六・三町)、藍は胆振国有珠郡(一〇五・六町)、小麦は石狩国札幌郡(一四七・〇町)に栽培の集中をみるにすぎない。又農務願末前掲個所によれば、明治十三年の

胆振国厚岸郡の甜菜耕作面積は百二拾町、耕作農民四百四拾戸であつた。

限られた一部の地域で特殊な作物によつて展開された商品生産はその地域の地主制形成の前提となり得たとしても、北海道に広汎に成立する地主制の前提とはなり得なかつた(表14明治20年参照)。その為には大・小豆・馬鈴薯・蕎麥・小麦等の一般畑作物が各地で商品生産されねばならなかつた。そして明治三年代後半からそれが始つた。まづ、小豆・大豆が次いで菜種が府県に移出され、馬鈴薯・亜麻・小麦が地元加工

表3 農産物の府県移出高(金額)

	明治20年	明治21年	明治22年	明治23年	明治24年	明治25年	明治26年	明治27年	明治28年	明治29年	明治30年	明治31年	明治32年
玄米	16,008 ^金	4,454	-	-	-	-	-	-	-	-	3,768 ^円	17,792	-
白米	16,008 ^金	4,454	-	-	-	-	-	-	-	-	19,903 ^円	54,547	-
大麦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43,368 ^円	-	-
小麦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	103,819 ^円	53,265	53,265
大豆	2,920 ^金	7,141	11,697 ^円	36,268	37,279	86,939	102,380	185,339	199,519	233,939	961,837	430,611	508,999
小豆	2,072 ^金	17,543	27,871 ^円	92,480	46,225	164,620	278,988	220,647	300,799	311,865	1,782,987	763,308	851,894
藍々玉	7,980 ^金	12,438	6,721 ^円	53,538	9,845	18,036	28,703	53,025	76,000	164,707	206,235	103,761	97,686
蔬菜果実	-	-	2,976 ^円	14,435	5,060	3,927	3,951	18,073	65,388	62,360	37,434	58,404	43,811
大麻	-	-	2,967 ^円	5,526	4,090	6,136	8,520	11,976	35,360	124,365	43,785 ^円	32,825	130,109
亜麻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47,666 ^円	30,395	105,493
種子物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	153,495 ^円	-	10
蕎麥	-	-	-	-	-	-	-	26,523	34,435	102,047	236,405 ^円	267,304	318,571
雑穀	-	1,657 ^金	359 ^円	295,158	62,176	37,170	91,688	147,901	271,112	486,115	81,634	318,571	492,836
馬鈴薯澱粉	-	-	96 ^円	9,415	7,384	12,389	54,418	42,864	50	89,286	3,515	2,073	8,741

北海道庁第十回統計書より引用

表 4 北海道における麦粉・馬鈴薯澱粉の製造

		粉(小麦)			澱粉(馬鈴薯)		
		製造戸数	製造高	価格	製造戸数	製造高	価格
明治三十年	石狩国	4	1,142,860	52,262	2	18,500	1,195
	後志	3	35,300	1,846	118	32,700	2,525
	渡島	-	-	-	749	569,689	35,973
	胆振	2	6,500	390	59	759,909	36,779
	十勝	-	-	-	9	55,800	3,166
	釧路	-	-	-	30	262,500	13,550
	北見	-	-	-	1	22,000	1,100
	総計	9	1,184,660	54,498	968	1,721,098	94,288
	明治29年	9	1,348,750	46,660	1,285	720,358	42,880
	明治28年	9	1,331,850	40,804	677	734,850	34,302
	明治27年	9	1,282,100	44,084	658	1,066,405	40,588

北海道庁第十回統計書より引用

表 5 北海道における亜麻製綿

名 称	製造品種	創立年月	職工数	所在地	持主名
北海道製麻株式会社	糸類 亜麻物 麻、織 亜麻 纖維	明治20年5月	1,283人	札幌区	北海道製麻株式会社
北海道雁来製綿所	大麻,	同 22年11月	98	札幌郡雁来村	同上
同 当別製綿所	同上	同 29年6月	60	札幌郡当別村	同上
同 栗山製綿所	同上	同 29年6月	100	夕張郡角田村	同上
同新十津川製綿所	同上	同 28年11月	80	樺戸郡 新十津川村	同上
北海道亜麻製織株式会社 上川製綿所	亜麻製線	同 30年2月	35	上川郡旭川村	北海道亜麻製織株式会社製綿所
清真布製綿所	同上	同 29年8月	111	空知郡栗沢村	大津製綿株式会社
木古内亜麻製綿所	同上	同 29年5月	18	上磯郡 木古内村	馬場多助
亜麻製造合資会社 第一工場	同上	同 29年7月	20	上川郡熊牛村	亜麻製造合資会社
虻田亜麻製綿所	同上	同 26年9月	20	虻田郡虻田村	近江紡績株式会社
亜麻製綿所	同上	同 29年11月	40	有珠郡 西紋別村	同上
村山製綿所	同上	同 29年8月	12	同上	村山治助
羽田亜麻製綿所	同上	同 28年1月	15	有珠郡稀布村	羽田文助

北海道庁第十回統計書より引用

表 6 北海道における主要商品作物の栽培

		明治21年	明治24年	明治27年	明治30年	明治33年
小	豆	3,994.7	4,287.4	10,537.1	18,359.6	30,337.7
大	豆	3,081.1	4,426.1	8,803.6	17,035.1	29,470.7
蕨	苔	183.1	737.4	726.5	3,676.3	11,924.3
馬	鈴 薯	3,026.1	4,315.8	5,984.2	10,253.2	16,471.3
亞	麻	-	240.6	1,023.8	6,097.9	2,775.0
小	麦	638.5	1,071.8	2,189.5	1,955.8	9,108.0

北海道庁第十二回統計書より引用

場で加工され始めた(表3・表4・表5参照)。明治二〇年代の初めにも小豆・大豆は府県に移出されていたがその量も金額も少なく、むしろ藍の移出農産物としての地位が大きかった。然し、二〇年代後半になると、小豆・大豆の地位が圧倒的に大きくなり⁽⁵⁾、二〇年代末には菜種が急速に伸長してきた⁽⁶⁾。二〇年代後半以後には札幌区を中心に小麦製粉が進み⁽⁷⁾、又、渡島胆振・釧路各国を中心に馬鈴薯澱粉の製造が各地で行われた。二〇年代末になると、規模は大きくないが道内中央部の各地に亜麻を加工原料とする亜麻製線所が設立された。馬鈴薯・亜麻は澱粉・繊維に加工されて結局府県市場に販出されたが⁽⁵⁾、小麦粉は主に道内で消費された⁽⁶⁾。

これらの作物が漸次商品化される様になるとその栽培も大いに増加した(表6参照)。亜麻は殆ど全生産量が商品化された。小豆・大豆は生産量の殆ど半分が府県に移出され、菜種はその生産量の殆ど七割位が移出されていた(表7参照)。当時、農産物市場は殆ど府県であつたが、少くともそれ以上の量が販売されたであろう⁽⁸⁾。明治三〇年初になると大豆は味噌・醤油醸造原料として北海道内市場に結びつき始めた(表8参照)。

註(3) 大日本農會報第一三五号(明治二五年二月)「北海道の物産に就きて」(大日本農會農芸委員田中芳男、於大日本農會第九十回小集會演述)によれば「北海道は従来大中小豆は能く出来ます出品(明治二五年八月、札幌、北海道物産共進會に於て筆者註)になつて居りましたのは悉く良品でありました、畑地に出来て居るのも祝しましたが、何処にも大小豆が能く出来て居りました。而して一畝に大小豆の葉が内地の大小豆の葉よりも能く繁るゆゑ、出来過ぎて居る位に思はれました……略……されば北海道の風土には、大小豆が能く適すると云ふことが分ります」。斯くして北海道産大豆は大日本農會報第二三八号、(明治三四年七月)「北海道産大豆の前途・前通信省総務長官田健次郎」をして当時府県において輸入額の大きかつた(例えば明治三二年で一、五六一万円)

表7 農産物の府県移出高

		明治 25年	明治 26年	明治 27年	明治 28年	明治 29年	明治 30年	明治 31年	明治 32年
大豆	生産量(A)(石)	60,604	58,579	101,404	85,914	107,573	143,387	137,734	254,963
	移出量(B)(石)	18,545	21,210	40,044	40,289	51,075	143,692	62,034	75,731
	比率B/A(%)	30.6	36.2	39.5	47.1	47.5	100.0	45.0	29.7
小豆	生産量(A)(石)	51,979	49,540	106,707	98,407	108,859	124,543	125,331	276,734
	移出量(B)(石)	29,583	42,175	34,203	46,594	52,466	222,472	78,737	91,186
	比率B/A(%)	57.0	85.1	32.1	47.3	48.3	178.5	62.8	32.9
粟 苽	生産量(A)(石)	6,343	5,989	6,384	10,575	27,771	39,747	49,758	79,433
	移出量(B)(石)	-	-	4,446	5,904	10,036	30,166	34,997	-
	比率B/A(%)	-	-	69.6	55.8	36.0	75.5	70.3	-
葉 藍 々 玉	生産量(A)(メ)	85,017	126,147	294,696	172,405	183,270	257,413	179,081	204,375
	移出量(B)(メ)	43,661	18,882	113,971	181,062	309,448	441,077	176,261	182,490
	比率B/A(%)	51.4	15.0	38.6	105.0	167.0	174.0	98.4	82.3
大 麻	生産量(A)(メ)	73,612	123,582	225,153	242,185	280,244	189,176	124,785	70,558
	移出量(B)(メ)	6,578	7,950	9,669	28,767	61,134	41,845	32,125	64,613
	比率B/A(%)	8.9	6.4	4.3	11.9	21.9	21.7	25.7	91.5

北海道庁統計書より作成

表8 北海道における味噌醤油の醸造

名 称	製造品種	創立年月	職工数	所在地	持主名
今井合名会社	醬油類, 醬油	明治33年1月	52人	上川郡旭川町 4条2丁目	今井合名会社
旭川醸造場	味噌	同 38年8月	77	函館区鶴岡町	中村論次郎
国兼味噌製造場	味噌	同 27年4月	36	同 旭町	国兼藤平
今井醬油製造所	醬油	同 31年11月	42	同 同	今井辰太郎
今井味噌製造場	醬油	同 39年4月	42	同 同	清水外次郎
又味噌製造場	味噌	同 27年4月	-	同 同	宮崎竹四郎
茅原味噌醬油製造場	醬油, 味噌	同 17年3月	41	同 西川町	茅原勇吉
丸山味噌製造場	味噌	同 26年6月	41	同 宝町	丸山今朝藏
安井味噌醸造場	味噌	同 33年12月	-	同 鶴岡町	安井忠作
三星味噌醬油醸造場	味噌, 醬油	同 34年11月	-	同 小船町	高橋文之助
笠川醬油醸造場	醬油	同 35年10月	16	同 東川町	笠川治助

北海道庁第18回統計書より引用

ニエチワソ

「牛莊大豆」(その産出地は滿洲の遼陽・奉天「小北河」・新民庁・鉄嶺・鶯守屯・通江子・鶯鶯堡・田庄台・大民屯・法庫門・金家屯・小河口)でこれら大凡遼江水域大豆の産額は豊年に於て三百万石、平作にて二百六十万石にして、其等大豆の九分通りは營口を経て海外及南清に輸出された。北海道農會報會 Vol. 3 No. 29 (2140) 及豆粕の輸入を杜絶せしむるに至るものは北海道産大豆なり」と囑望せしめる程であつた。然し結局北海道農會報會 Vol. 3 No. 29 「函館港と露清韓諸港の關係」によれば「牛莊大豆は大豆粕と共に年々本道大豆の得意を蚕食し本道大豆の価格を左右する傾があつた。

だが然し北海道産大・小豆は内地産大・小豆より良質であるとして小豆は菓子用に、大豆は肥料・醬油・味噌・豆腐・湯葉等の原料として、府県に移入された。例えば大日本農會報第一七八号(明治二十九年)「北海道産大・小豆販路に關する取調」によれば「北海道庁にては本年(明治二十九年筆者註)一月同産大・小豆の販路に關する取調方を東京商業會議所に依頼せしが、同所にては當業者に就きて取調の上左の如く答申せり。

第一問 本道産大・小豆の品位と内地産大・小豆品位の優劣

(答) 北海道大・小豆の品質は概して佳良なりとす。殊に小豆は却て内地産の上位にあり、大豆の品位は小豆の如くならずと雖も当地へ輸入すべき各産地に比例せば、関東地廻りの次は越後産として以下陸前、陸中、陸奥に次で北海道産の順序なるか、近來同道産の余市産大豆は著しく品質良好となれり。

第二問 本道産大・小豆と内地産大・小豆と其用途に於て區別あるや、果して區別ありとせば本道産大・小豆は何程迄産出して需要あるや

(答) 北海道産大・小豆も内地産出品も其用途は一樣にして何等の差別あるにあらず。小豆は菓子用に、大豆は肥料・醬油・味噌を最とし、豆腐・湯葉其他の用途も甚だ多し。

第四問 外国大豆の輸入は其要代價の低廉なるによるや將た特別の必要あるに依るか……略

(答) 外国産大豆の輸入は其要價格の低廉にありと雖も又其品位の一定して売買上一々現品の査閲を要せず、唯一袋の見本を以て円滑に取引せらるるの信用を得、実に売買上の便利少なからず……略」。

(4) 菜種の急速な作付増加は従來の最も重要な商品作物たる大・小豆の價格下落の結果ともいえる(表9参照)。又北海道農會報 Vol. No. 17 「浦河農事一斑・滝臣弼」によれば「(浦河地方において・筆者註) 藁苔は明治三十二年初めて栽培したるが、將來有望なる地位にありと云ふ可し……略……三十二年度を除くの外は大・小豆の輸出多額を占むるも、三十三年度に至り其産額の減少したるは蓋し前年大・小豆の價格下落に際し俄に藁苔耕作の増加したる故ならん」と。かくして大・小豆の下落に際して抬頭した商品

作物としての北海道産菜種は「洋種なるを以て品質宜しく製油の原料として歩溜り多ければ、府県の製油業者に歓迎せられ、京阪は勿論福井地方の如きも本道菜種を需要すること年々三十万石以上に達する程、大日本農會報第二四三号（明治三四年）」であつた。

(5) 大日本農會報第二一九号（明治三二年）「北海道馬鈴薯澱粉製造及販路状況」によれば「北海道馬鈴薯澱粉は漸次好況を呈しつつあり、其仕向地の重なるものは東京・大阪・神戸等にして、其他各地の需要年々増加し来り、昨三十一年八月以降函館港より仕出したる馬鈴薯澱粉は凡そ三百万斤、其用途は菓子類・蒲鋒・歯磨原料・絹織物に付する糊等にして、此上幾多産額を増加するも販路に苦しむか如きことなきは疑なかるべし。又年々製産額を増加するも、毫も製品を剩さざるのみならず、例年七、八月の頃に至れば缺乏を告ぐる憂あり、就中昨三十一年の如きは米価騰貴のためか一層売行宜し、蓋し食料に供せしならん。要するに此澱粉製造業は将来益々有望なるべし」と。又北海道農會報 Vol. 3, No. 28（明治三六年）「八雲村馬鈴薯澱粉製造業・山越郡八雲外一村農會」によれば、当時北海道馬鈴薯澱粉の主産地たる八雲村産出の馬鈴薯澱粉について

「一、販路 澱粉の販路は東京・大阪・函館・馬関等は其主要地にして、其他本邦各地に輸出せられ、又海外には魯領浦塩斯德及朝鮮等に輸出せられる

一、効用 菓子製造、機織の糊、製紙の糊、蒲鋒の製造、麵類（カタクリメン）の製造、西洋洗濯の糊、歯磨粉の原料等に供せられ其用途最多し」と。

(6) 北海道農會報 Vol. 2, No. 17（明治三五年）「麦粉の現況及将来の見込」によれば「麦粉の輸入は従来無税なりしが、三十二年度定率法実施により重量百斤に付四十六錢五厘」の輸入税が課されたが、外国産（米國産）小麦粉は「米國より本邦に運送する運賃を払ひ、且つ輸入税を払ふに拘らず我は（北海道産小麦・筆者註）之と對抗する能はざる状態にいたらしめ、殊に道内から「小樽・函館等に運輸する運賃は高価にして競争上一大不利」たらしめたが、この本道運賃の高価なることは「輸入麦粉は能く函館・小樽に入りて本道産と競争し、之に打勝つの利便を有すると同時に更に本道内部に入りて競争する能はざる」に至らしめ「鉄道運賃の高価なるは札幌産麦粉の外出を妨ぐると同時に、米國産麦粉の内入を防禦する。然るに本道内部に於ては需要に應ずる丈けの供給を為す能はざる程なり。要之本業の将来は多望なり」と。

(7) 大日本農會報第二四二号（明治三四年）「北海道の小麦粉」によれば「北海道が各種麦粉の産出に適することは世人の知る所に於て、就中小麦は品質佳良にして之を以て製造せし粉は現今輸入の米利堅粉と毫も異なる所なし。随て其需用逐年各地に拡まれるが昨三十三年の産額は二百二十二万七千九百二石、此価格八万九千九百九十六圓の多きに達し、五年前（明治二九年）に比すれば殆

表 9 商品作物の価格

(一石に就き円単位)

	小麦	大豆	小豆	藁	苜蓿
明治 24 年	5.933	4.876	6.136	-	-
明治 25 年	5.842	5.125	5.517	-	-
明治 26 年	5.736	4.636	6.399	-	-
明治 27 年	5.125	4.925	6.775	-	-
明治 28 年	4.950	4.982	5.963	-	-
明治 29 年	6.433	5.899	5.129	7.333	-
明治 30 年	3 月	5.675	6.850	8.000	-
	7 月	-	6.750	8.325	8.000
明治 31 年	3 月	9.300	7.500	11.100	8.750
	7 月	10.500	7.600	11.600	8.125
明治 32 年	3 月	7.500	8.050	9.800	8.150
	7 月	7.050	8.600	10.100	8.150
明治 33 年	3 月	7.175	8.150	9.250	8.150
	7 月	7.500	8.050	9.800	8.150
明治 34 年	3 月	7.050	8.600	10.100	8.150
	7 月	7.175	8.150	9.250	8.150
明治 35 年	3 月	7.620	7.480	8.260	11.000
	7 月	6.200	6.600	7.070	-
明治 36 年	3 月	6.500	6.340	5.920	10.250
	7 月	6.340	6.420	5.450	9.800
明治 37 年	3 月	6.000	6.200	6.390	8.140
	7 月	5.370	5.630	6.680	8.610

北海道農會報 Vol2 No.16 (明治36年4月)

所載

小樽商業會議所調査本道重要農産物価表より

引用

んど倍額の増加にして、三十二年より尚ほ五割以上の増加なりとす。又製造戸数は全道中にて十七戸にて、札幌区の後藤合名会社は全額の七分を占め、而かも同社は昨三十三年仏国に開きし万国博覧会に出品して銀牌の賞を受取りたりと……略。

(8) 例えば小豆は晒館の原料として北海道内市場でも商品化された。前掲大日本農會報第一三五号(明治二五年)「北海道の物産に就いて」によれば「次にそこに出してあります晒館に就いて御話致します。共進会の出品は二三品であつた。而して之を製する家は札幌・小樽に二三軒あります。函館地方は多く製して居ります。一鉢この晒館の発明は維新後の事でありまして、其発明は函館地方である。夫故これを製する家も函館に多くあります」と。北海道庁統計書によれば明治二九年の北海道における晒館製造戸数四戸、製造高七三、一八〇斤四、〇九九円であつた。

大・小豆・藁苜蓿・馬鈴薯・小麦等の一般畑作物の商品化は、一方において之れら農産物価格の高騰(表9参照)、他方において輸送費を節減する交通の発達に伴つて展開した。(表10、表11参照)。北海道炭礦鉄道会社線(炭礦線)、及び官設線の主要な輸送農産物は大・小豆その他の一般畑作物であつた。

物は大・小豆その他の一般畑作物であつた。

註(9)

大日本農會報第二三八号「北海道産大豆の前途」によれば「去る三十一年中同道大豆の産額僅かに十三万七千七百石に止まりしとの二ヶ年にして三十二年石余即ち二倍三割五分の増加を為し其他小豆・菜豆等の産額概ね此比例を以て偉大急激なる増殖を来したる所以のものは一に官設鉄道の敷設に在ることを認めたり」と。又北海道農會報 Vol3. No.30(明治三十六年)「鉄道開通後の十勝雜穀」

表 10 炭鉱線の農産物輸送

		噸	数	賃	金
		噸			円
明治29年	上下	上半期	6,077		2,430
		下半期	23,688		9,114
		半計	29,765		11,544
明治30年	上下	上半期	9,977		5,514
		下半期	27,325		10,536
		半計	37,302		26,051
明治31年	上下	上半期	6,784		5,416
		下半期	20,828		16,085
		半計	27,612		21,501
明治32年	上下	上半期	5,402		4,111
		下半期	51,982		37,579
		半計	57,383		41,690
明治33年	上半期	13,135		10,493	

殖民公報 1号 P.39 より引用

によれば「釧路・十勝間の鉄道工事は着々として進行し目下既に釧路音別間の開通を見るに至れるが……略……同線路の浦幌まで開通の晩には十勝住民の農産物輸送の上にて利益する処甚大なるべし。今仮りに浦幌産大豆百石を釧路港を経由して函館に送致する運賃を調査するに」目下の釧路線音別駅迄開通の状態では「百六十七円二十五銭の運賃を要するも……略……浦幌駅まで開通の晩には……略……今日の運賃に比すれば百円五十銭を減じ、即ち殆ど三分の一に近き五十四円二十五銭を以て之を便することを得へし……略……鉄道の開通の晩には十勝産の農産物は凡て釧路港に依りて集散することとなるは勿論其利得は十勝国農業者の懐に入るることとなるべし。今仮りに十勝原野より産出する農産物を一ケ年約三十万石と見積るときは運賃の遞減に依りて得るところの差金三十万円内外となるべく、十勝農業者の前途益々多望なりと云ふべし」と。

斯くして進展した農業における商品生産は藍生産の胆振国紋釐地方(10)、大麻生産の石狩国当別地方(11)、薄荷生産の北見国紋別地方(12)、杞柳生産の後志国余市地方(13)等の特産地を形成したが、一般畑作物である小豆及び馬鈴薯による馬鈴薯澱粉生産の主産地も創出した(14)。

- 註(10) 北海道農會報 Vol. 1. No. 10 (明治三四年)「胆振国紋釐地方藍作調査」によれば同地方の藍作の反別は「明治三十一年度にて二百七十余町なりしが三十二年に至り三百町歩となり、三十三年度に至りては五百六十余町の増加を見るに至れり。伊達村は本道中有名なる藍産地にして栽培の方法及取獲製造に至るまで凡て徳島藍産地と同様なるが如し」と。そしてその藍は「生産地に於て販売すると内地に出向し販売するとあり、内地出向販売は生産地の販売に比し一般に利益なる」のであつた。
- (11) 殖民公報第十二号「石狩国石狩郡当別村に於ける大麻」によれば同村の作付面積は明治二七年四七五・〇町、同二九年七四二・一町、同三一年四一〇・〇町、同三四年三五〇・〇町であつた。

- (12) 北海道庁統計書によれば明治三九年の薄荷作付面積は常呂郡で六七七・九町、紋別郡で一四二・九町に及んでいる。
- (13) 大日本農會報第二三八号(明治三四年)「柳行李の製作」によれば「北海道余市郡大江村字マクンベツに於ける山川農場は開墾

表 11 (1) 官設線各駅の農産物発送量

(単位 噸)

		滝川	江部乙	妹背牛	深川	旭川	永山	比布	21駅計	比率	
											%
大小裸蕎	麦	19.1	5.5	1.5	21.1	2.8	9.0	1.7	78.5	0.4	
	麦	624.0	157.0	36.1	183.4	143.1	81.3	17.4	1,285.6	5.9	
	麦	31.0	5.2	22.5	94.0	195.5	124.1	65.1	601.4	2.8	
	麦	37.5	7.5	32.2	26.5	211.5	71.0	62.3	531.5	2.4	
燕大小菜	麦	21.3	23.7	28.0	15.4	34.0	2.5	9.5	223.4	1.0	
	豆	537.4	39.2	81.6	314.4	457.3	592.5	256.7	2,435.8	11.2	
	豆	2,640.1	518.8	1,282.0	2,270.8	1,211.4	1,067.0	468.5	10,042.4	46.3	
	豆	366.2	37.6	216.5	315.6	429.0	124.5	82.6	1,756.3	8.1	
豌豆	豆	14.2	6.8	0.1	0.9	3.2	-	-	31.2	0.1	
	蜀黍	195.5	76.3	190.4	109.1	35.1	83.8	23.5	866.2	4.0	
	蜀黍	2.5	1.0	8.0	7.9	35.0	49.7	8.0	128.0	0.6	
	蜀黍	46.6	4.9	28.8	39.9	352.6	82.5	154.2	752.2	3.5	
甘林馬	藍檜薯	0.8	0.1	0.9	0.3	1.8	9.6	3.8	56.7	0.3	
	鈴麻	32.0	5.2	0.3	8.4	37.9	3.5	0.3	341.5	1.6	
	鈴麻	8.0	11.5	30.5	46.7	17.4	42.7	54.6	258.8	1.2	
	鈴麻	-	-	0.2	1.6	1.1	2.3	-	5.9	0	
亜玉	麻葱	57.9	-	9.3	8.6	0.1	65.3	2.2	151.4	0.7	
	繭	0.5	-	-	1.4	0.5	0.8	-	12.0	0	
	繭	8.7	1.1	0.3	2.5	0.1	1.1	-	17.1	0	
其	他	1,091.0	155.0	341.2	11.8	210.6	61.8	52.3	2,147.1	9.9	
計		5,734.3	1,056.4	2,310.4	3,480.3	3,380.0	2,475.0	1,262.7	2,723.0	100.0	

(2) 炭砒線各駅の農産物発送量

(単位 噸)

	札幌	幌向	別幌向	岩見沢	美唄	奈井江	砂川	清真布	栗山	由仁	41 総 駅 計	比率 %
大豆	3,435.6	2,149.8	439.9	467.0	263.3	216.3	123.1	609.8	582.6	310.8	10,151.5	20.0
小豆	4,593.5	3,811.0	762.1	1,326.6	852.7	1,248.2	928.4	1,173.8	863.0	554.9	17,859.5	35.1
豆類	868.8	165.6	96.5	326.5	63.9	836.0	448.5	96.9	49.5	80.6	3,812.0	7.5
麦	2,005.6	663.0	197.0	387.6	117.1	213.3	306.2	259.7	180.7	70.1	5,046.5	9.9
雑穀	1,343.7	637.2	280.7	494.6	119.7	231.4	111.5	246.0	258.9	420.5	4,497.0	8.8
果実	1,113.1	8.6	0.8	99.2	1.5	1.3	1.7	0.7	1.1	3.1	1,474.9	2.8
薯苔	733.6	791.2	190.8	276.4	58.2	283.9	730.8	9.2	851.2	384.0	4,413.5	8.7
玉葱	810.0	1.0	1.9	1.7	4.0	2.7	9.8	1.5	2.3	13.2	871.0	1.7
蔬菜	361.9	47.9	23.0	308.9	210.5	48.1	494.4	9.5	168.7	237.2	2,346.1	4.6
麻類	-	7.1	147.2	-	-	-	-	-	-	82.6	337.6	0.7
合計	15,265.8	8,279.6	2,139.9	3,688.5	1,690.9	2,931.3	3,154.3	2,406.8	2,933.0	2,157.0	50,809.8	100.0

殖民公報 No. 4 より引用作成

地七十万坪を有して去る二八年來専ら柘柳栽培に従事し居りしが、今や四十町歩の栽培地より原料を採取し得、昨年四月但馬崎より職工四十人を連れ来りて製造したる現品は金額四千円なりし。且下は附近の小作人の小供を募集して見習傍々舟当行李などを主として製作せしめ居る由」と。

- (4) 北海道農會報 Vol. 1, No. 11 (明治三四年)「農事改良と地方特産物」によれば「本道に於ける専問農業の進歩の兆候一、二を掲ぐれば、日高の小豆及び釧路事業山越郡の馬鈴薯栽培、澱粉製造事業と馬鈴薯除根、亀田郡亀田村農會の菜豆種子共同購入事業等は其著しきものなり」と。北海道農會報 Vol. 3, No. 28「八雲村馬鈴薯澱粉製造業」によれば「三十五年度に於て本村の馬鈴薯作付反別は若干毫百參拾參町四反四畝歩にして、此地積より食料用及明年度播種用の薯塊を除き其他は皆原料に供せらる。其數

量拾八万三千八百十八俵」でその製造額一六五万五千斤だった。北海道農會報 Vol. 2. No. 17「浦河郡農事一斑」によれば例えば明治三二年度浦河港經由の農産物の發送量は小豆九、八一九石、大豆三、九一三石、藁昔八三五石、藍九、二六四メで小豆生産の展開がうかがえる。

かかる商品生産は所謂バーンソイルの地力に基づき(16)、それを収奪しながら展開したので、肥料の購入による地力の維持は殆ど試みられなかつた。肥料の購入を通してなされる商品生産の農家経済への滲透は弱かつたが(16)、米味噌等の生活必需品購入の強い必要性は(16)一般畑作物をして農家経済の再生産に必要な農民的商品たらしめた。

註(15) 大日本農會報第二〇二号(明治三一年)「北海道農業談・大日本農會農芸委員酒匂常明」によれば「此農産に就いては第一に地味であります、此地味は今地質調査所で調査中でありますから段々其成績も出ましよう。要するに地味は良いのです、其良いといふことに次いでもう一ツ良いと云ふことは今日まで手が着けてない所謂バーンソイル(処女土)手の着けぬ土地がある、是れはどうしても斯う云ふ未開の北海道のような所でないといふ少しも手を着けぬと云う土地は無い」と。

(16) 例えば大麻の如き商品作物においても購入肥料の使用はすくなかつた。前掲殖民公報「石狩国石狩郡当別村に於ける大麻」によれば「其肥料としては大豆、糠粕、骨粉等は最も効あるも目今同村に於ては多く厩肥を用ふ。其量一反歩約百貫にて男半人馬半日を以て弁すれども之を施用するものは未だ厩作者の半数にも及ばず」と。然し北海道農會報 Vol. 2. No. 20(明治三五年)「八雲村地方農事概況報告」によれば「当地農家が常用する肥料は重に人糞・金肥・厩肥・糠搾汁等にして糠搾汁は殊に人糞の不足を補ふに用ひ金肥・厩肥之れに次く。過燐酸石灰は昨年之を施用するに至りしが未だ一般に信を措かず、本年の如きは肥料商に依り売渡せる総量僅かに四百貫余に過ぎずと雖も漸次増多の見込なきに非ず」と。従つて一部の地方では肥料購入が漸次経営の再生産に織り込まれて来たことは否定できない。

(17) 当時の北海道農民が營農に際して生活必需品、殊に食糧品購入が必要であつたことは諸々の記録に見出されるが、例えば前掲大日本農會報「北海道の物産に就きて」において「従来ようやく小麦を作り、而かも其を低廉く売つて、価の貴い米を買つて食つて居る時に比すれば移住者の手で、不十分なるにせよ稲作をなし得られるようになったのは、彼等の為に好都合……略」と(傍点筆者)。又北海道農會報 Vol. 1. No. 1(明治三四年)「食用麦類の輸入に就て」によれば「稲作の事は姑く之を措くも雜穀類に対して本道の農家は自家一年の食物を他より供給を仰がざる丈の食料作物を必らず耕作するを要す。一昨三十二年に於て府県より本道に輸入する大麦及雜穀の數量価額大麦四、八四〇石二九、〇七〇円、雜穀五、二一六石五七、七三五円大麦の中には麦酒会社の大麦もある

べく雑穀の品名は不詳なれども何は兎もあれ借て腑甲斐なきの極ならずや……略……日高地方の農家も亦此腑甲斐なき農家の一例なり……略……本年同地方は昨今菜種の好景気に連れて作付を非常に増加したることは先づ不可なしとするも一方は自家の食料を耕作せざりしが故に夜盗虫の被害甚しかりし地方は殆ど困難の状態に在りと云ふ」と。後述の「仕込」關係を合せて参照されたい。

然かもかかる農民の商品は組合による販売や特約による売渡が例外的で、一般には、直接商人に買取られたので、農民の商品生産は商人資本の跳梁に曝されていた。特に仕込^{シマ}によつて農民の生産過程が商人の流通過程に支配されている場合にはそれがひどかつた。

註(18) 当時農産物が直接商人に買取られる記録は断片的ではあるが随所に見出すことができる。例えば前掲「石狩国石狩郡当別村における大麻」によれば「交通機關漸次発達し穀類の運搬自ら便利となり雑穀商人多く販売も亦容易となりしかは同三十年頃より菜種の栽培大に増加し」。又北海道農會報 Vol. 2. No. 23 (明治三十五年)「明治三十五年八雲村馬鈴薯栽培及澱粉製造景況」によれば、「毎年此期節に至れば村内一般の營農即ち農工商共に多忙を極め……略……商家は澱粉の買取売出に東奔西馳日夜其席暖かならず」。北海道農會報 Vol. 2. No. 14 (明治三十五年)「胆振國有珠郡藍作調査後報」によれば「或る商人は圃場に臨みて作柄を實檢し余り繁茂に過ぎたるものは低價に買入るるを常とす」。北見薄荷工場十年史によれば「北見薄荷の栽培は明治二十九年にさかのぼるが、その後の十年間は生産も少なく、生産者もその薄荷の販売については横浜・神戸の大手商人の手に無条件で委ねたきりであつた。……略……農家は全く睡眠状態であつたから、商人の思う通りに搾取されていた」。前掲北海道農會報 Vol. 2. No. 23「本會録事」によれば「聞く処に掘れば本年年米作凶作を察知せる商人は例年に比し一層多数農村に抵りて粃米の買取に従事する者ありと云へり」。斯くして北海道農會報 Vol. 2. No. 25 (明治三十六年)「園田長官の勤儉貯蓄奨励を論ず」によれば「本道開墾の進捗に伴れ農産物価格の暴落は近来の恐るべき微候なり。之れ需用供給の關係と仲買商の奸誘手段によるにして」商人資本が跳梁を極めた。

(19) 北海道農會報 Vol. 2. No. 17 (明治三十五年)「浦河農事一斑」によれば「蓋し農家は一般に商家より仕込を受け耕作に従事する者にして例えば一農家ありて浦河の商店に至りて本年耕作すべき反別及び作物を評議し、見込取穫物を低当として一年間必要なる食料及び物品金錢の貸附を要求し其約成立する時は翌月より商家は月二分の利率を附し、收穫の後は其全部を商家に交附し時の相場に決算を為すなり……略……金融の錯乱及び農産物価格下落等の恐慌を見るに至らば商家は其仕込を中止するに至り、農家は直に糊口に窮するの慘状を呈するに至らん」。大日本農會報第二一九号 (明治三十二年)「北海道馬鈴薯澱粉製造及販売狀況」によれば「馬鈴薯澱粉製造者は自己の資力を以て各地へ輸出する者あるも函館最寄より東海岸厚岸地方の製品は常に函館商人之を買取す。又製造者には仕込と稱へ、其製造前より函館商人は米噌若くは通貨を貸与し澱粉製造の後其買取代価と精算せしむる者もあ

表 12 北海道の人口発達

	現在人口	増 加 人 口	内 訳	
			自然増 加人口	社会増 加人口
明治18年	286,941	-	-	-
明治23年	427,128	140,187	12,998	127,189
明治28年	679,215	252,087	28,904	220,183
明治33年	985,304	306,089	65,929	240,150
明治38年	1,192,394	207,090	105,733	101,357

北海道農林統計時報第23号、北海道の人口と産業発達、上原徹三郎より引用

表 13 明治36年移住民の職業

国	農 業 人 口			農業以 外人口
	自 作	小 作	未 定	
渡 島	3	25	18	9
後 志	19	386	81	40
石 狩	858	4,759	355	214
天 塩	279	735	55	17
北 見	95	425	40	35
胆 振	220	707	59	19
日 高	35	303	31	2
十 勝	405	731	88	39
釧 路	45	4	-	1
計	1,959	7,375	727	376

殖民公報19号(職業別は移住後の職業にして確定せるものあり希望に止まるものあり移民の陳述によりて統計す)より引用

り」。北海道農會報 Vol. 1, No. 10 (明治三二年)「虻田郡農況」によれば壮賢村において「小作者は「シヨミ」と称へ一年の食料其他の諸雑費は之を商人より借り受くるを以て収穫物は悉く商人の手に歸し」と。かかる仕込關係は商人による土地集積と寄生地主化の手段の重要な一つになつたた。そして又北海道における産業組合の發達はこの仕込關係の排除の過程としても把握せねばならぬだらう。仕込は追究されねばならない。

この商品生産の主導的な遂行者は自作農層であつた。商品生産が急速に展開した明治二〇年代後半及び三〇年代初めの北海道農業の實質的な担手はかかる階層であつたからである(表1表2参照)。然し、その商品生産が農民から商人に直結してしたので、そしてなによりも農民的商品の生産だつたので小作農定着の經濟的基盤になつた。

3 小作農の移殖

註(20) 表14明治二〇年をみれば小作地率の低い郡では商品作物の作付比率が高く、又小作地率が高い郡では商品作物の作付比率の低い

のが一般的である。

商品生産が明治二〇年代後半から急速に展開されると府県からの移住者が増大した(表12参照)が、その大部分が農業移民で然かも農業移民の大半は小作農であつた(表13参照)。かくして地主制形成の階級的基盤が形成された。

表 14 商品生産と小作化の併進

		※畑における商品作物作付比率			畑における小作地比率			
		明治20年	明治27年	明治30年	明治20年	明治27年	明治30年	
(1) 耕地の拡張が著しい諸郡								
Ⅰ	空知郡	-	25.0	52.0	-	18.4	39.0	
	夕張郡	-	43.8	29.2	-	68.1	62.2	
	雨竜郡	18.6	37.4	34.6	-	84.1	65.0	
	樺皮郡	-	44.5	29.2	13.5	27.4	61.8	
	樺南郡	-	32.4	56.5	-	32.0	25.8	
	河西郡	-	-	28.2	-	-	40.1	
	上川郡	-	27.2	38.3	-	0.9	20.9	
	中川郡	-	-	31.4	-	-	30.0	
	厚岸郡	-	9.5	9.2	-	12.7	3.0	
	根室郡	-	1.1	0	-	3.5	8.1	
Ⅱ	虻田郡	83.8	53.7	31.4	20.6	27.6	55.0	
	苫前郡	-	-	3.5	-	-	30.7	
(2) 耕地の拡張が停滞的又は極めて低い諸郡								
Ⅰ	余市郡	14.4	58.9	42.2	32.8	40.0	56.4	
	市谷郡	34.4	81.6	44.9	11.7	31.0	34.1	
	磯谷郡	14.8	46.0	35.2	21.2	47.0	43.1	
	三石郡	32.6	62.6	84.5	30.2	30.3	55.6	
	三都郡	9.1	24.5	14.3	19.4	20.0	29.4	
	前都郡	17.3	37.3	36.2	17.3	18.4	27.0	
	蘭別郡	29.5	38.7	35.0	5.5	9.0	21.2	
	幌別郡	33.0	58.5	73.7	7.3	20.1	27.0	
	Ⅱ	爾志郡	27.8	19.9	21.0	12.6	12.0	12.4
	Ⅲ	厚田郡	7.7	4.3	-	1.9	7.8	-
		檜山郡	12.4	11.1	19.0	29.7	25.2	12.1
		茅渚郡	14.4	17.2	14.4	0	3.0	6.0
		高島郡	1.3	7.1	5.8	40.2	41.3	27.9
		小高郡	0.4	5.3	2.3	42.5	40.0	36.6
		忍路郡	9.0	33.8	8.7	41.1	40.0	10.6
	Ⅳ	静内郡	55.4	84.8	50.0	5.9	40.6	38.4
亀田郡		24.5	15.6	13.5	22.9	33.9	32.5	
(3) 耕地の拡張が(1)と(2)の中間的に進んでいた諸郡								
Ⅰ	札幌郡	17.0	38.4	53.0	14.7	24.2	36.0	
	石狩郡	21.7	37.7	31.2	10.2	13.2	38.1	
	千歳郡	21.5	50.6	31.9	0	20.9	67.3	
	砂川郡	14.0	61.5	42.1	0	33.4	42.6	
	浦河郡	38.8	66.8	90.8	7.3	37.2	44.7	
	勇払郡	18.6	39.2	35.0	0	10.9	30.6	
	山越郡	22.8	32.7	29.3	0	20.6	30.4	
	有珠郡	49.8	57.8	50.0	17.5	24.8	27.6	
	Ⅱ	岩内郡	35.0	30.5	27.5	27.1	30.7	32.8

※畑面積に対する大、小豆・菜種・小麦・藍・大麻・亜麻の作付面積比である。北海道庁統計書により作成

4 商品生産と小作化の併進

そして確かに商品生産と小作化は併進して展開してきた(表14参照)。新開地ではそれが特に著しかったが、旧開地では両者が併行して停滞又は後退する地域も見出された。だが両者が相互に逆進する地域は全く例外的だと云える。

明治三〇年代末になると、商品生産の展開が高ければ小作農業の展開も高い地域が極めて多くなつた(表15参照)。農民的な商品生産は小作農定着の経済的基盤であつたが、その必然の結果、小作農がかかる商品生産に参加しはじめたからである。

表 15 商品作物作付比率と小作地率

(明治39年)

	※商品作物 作付比率	小 作 地 比 率				畑 面 積	水田面積
		全耕地	内 畑	内水田			
(I)	狩 郡	44.9	55.6	56.7	31.6	13,441.6	679.2
	竜 郡	58.1	66.4	69.4	17.0	12,677.6	725.4
	知 郡	62.8	53.7	54.4	50.7	35,684.4	1,665.7
	張 郡	59.2	75.1	73.6	87.3	13,563.8	1,689.3
	上 川 郡	55.0	51.9	54.6	37.2	19,193.1	3,790.6
	余 市 郡	48.7	66.0	65.5	-	7,038.6	292.0
	岩 内 郡	48.4	78.2	48.3	-	6,217.2	571.5
	磯 谷 郡	59.4	40.4	70.6	-	5,257.1	88.3
	山 越 郡	130.5	58.2	58.4	-	4,474.3	12.0
	沙 流 郡	56.3	56.6	56.0	-	4,461.8	64.4
	河 東 郡	74.2	60.9	60.0	-	3,376.9	7.0
	亀 田 郡	34.8	44.9	42.4	53.4	10,640.7	3,005.9
	中 川 郡	39.7	38.5	38.5	-	15,946.4	21.4
	(II)	札幌 郡	41.6	29.4	29.9	25.7	22,812.7
檜 山 郡		28.9	20.8	20.0	24.9	6,752.8	1,371.3
河西 郡		25.1	40.8	40.8	-	8,207.8	7.5
河 別 郡		33.8	23.1	23.1	-	6,595.2	-
紋 前 郡		20.7	36.3	36.3	-	6,738.3	16.0
苦 前 郡		20.7	36.3	36.3	-	6,738.3	16.0
(III)	上 磯 郡	40.4	68.0	70.4	52.8	4,908.1	808.5
	樺 戸 郡	33.9	56.6	59.0	32.3	16,304.8	1,311.4
	寿 都 郡	22.4	61.8	61.8	-	3,685.7	8.0
	茅 部 郡	20.5	59.9	59.8	-	8,070.2	13.8
	虻 田 郡	27.6	47.0	47.0	-	17,282.9	46.9
	十 勝 郡	37.2	68.5	68.5	-	4,934.9	0.3
	天 塩 郡	21.4	48.0	48.0	-	4,143.4	-
留 萌 郡	30.0	47.9	48.0	-	4,993.0	24.9	
(IV)	千 歳 郡	49.9	29.4	32.5	20.2	3,244.1	1,122.3
	瀨 棚 郡	59.7	42.6	42.6	-	6,097.3	4.3
	有 珠 郡	64.0	38.3	39.3	9.5	10,431.1	312.5
	勇 払 郡	48.5	33.9	32.1	40.2	5,199.3	1,424.3
	静 内 郡	66.6	34.8	35.2	-	2,703.1	83.7
	三 石 郡	66.8	19.8	19.9	-	3,397.7	15.6
	浦 河 郡	57.7	11.3	11.2	-	3,148.0	20.4
	常 呂 郡	63.0	10.7	10.7	-	2,933.5	0.7

※畑面積に対する大、小豆・菜種・藍・大麻・亜麻・甜菜・小麦・菜豆・豌豆・馬鈴薯・玉葱・燕麦の作付面積比
北海道庁統計書より作成

5 む す び

北海道に成立した地主制形成の起点は小作農の移殖にあつたが、明治二〇年代後半から急速に展開した農民的な商品生産がそれを可能にした。地主制形成の起点が小作農の移殖であつた限りで、それは特殊だつたが、その基底には農民的商品の生産があつて、一般論理が貫かれていた。

本稿では地主制形成の前提条件としての農業における商品生産の検討を試みたが、所産としての地主制にはならぬことができなかった。又商品生産が農民的商品の生産として展開された過程の検討も極めて不十分な上に、その必然性が解明されなかつたので、資本家的大農経営の崩壊と小作農場成立の一般化の論理を見出すこともできなかった。そして、更に既述の如き商品生産の展開を通して農民層が分化してゆく過程の考察も後日の問題にのこされてしまつた。(一九五八・一二・一八)